

令和7年度一関市防災会議

と き 令和7年12月25日（木）
13時30分から14時30分まで
と ころ 一関市役所2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 一関市地域防災計画の修正（案）について

(2) その他

4 閉 会

令和7年度一関市防災会議の要旨

一関市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、一関市の地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために設置されています。また、災害対策基本法第42条の規定で、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないことになっており、この場合において、当該市町村地域防災計画は、当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないことになっております。

令和7年度の一関市地域防災計画の主な修正（案）内容

- 1 岩手県地域防災計画の修正に伴う見直し
 - (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
 - (2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正
- 2 その他、市の組織改編等を踏まえた所要の見直し

※ この地域防災計画は、一関市内で発生するおそれのある災害に備えた防災対策の基本方針を示す総合計画として位置付けされるものであります。

1 修正の考え方

◎ 岩手県地域防災計画の修正に伴う見直し

- 県は、令和7年3月に岩手県防災会議において岩手県地域防災計画を修正
- 当市においても、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、岩手県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画の見直しを行うもの。

◎ その他、市の組織改編等を踏まえた所要の見直し

2 主な修正内容

【岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正】

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 被災地の情報収集及び進入路の確保

- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとした。

【本編第2章第6節の2】

- ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化を図ることとした。

【本編第3章第30節】

イ 受援体制の整備

- ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化に努めることとした。

【本編第3章第2節】

ウ 避難所運営

- ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置に努めることとした。

【本編第3章第16節】

- ・ 避難所における生活用水の確保に努めることとした【本編第3章第16節】

(2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

ア 新たな総合防災情報システムの運用開始

- ・ 防災情報の総合防災情報システム（SCBG WEB）への集約に努めることとした。

【本編第3章第5節】

イ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供に努めることとした。

【本編第3章第16節】

【その他修正】

引用文の修正及び文言の見直しなど所要の修正を行ったこと。

※ 震災対策編、水防計画編、火山災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行う。

一関市地域防災計画修正概要

1 共通修正事項

- (1) 誤字・脱字の訂正及び文言の整理。
- (2) 法改正等による引用条文の修正。

※上記部分については、以下の修正概要には記載していない。

2 用語凡例

項目	修正要旨	頁
用語凡例		
1 略語	修正なし	
2 読替	修正なし	

3 本編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
	計画の目的 計画の構成 災害時における個人情報の取扱い	修正なし	
第1節	一関市防災会議委員	○所要の改正	3
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱	修正なし	
第3節	一関市の概況	修正なし	
第4節	災害の発生傾向	○所要の改正	9
第5節	防災対策の推進傾向	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	11、14
第2節	地域防災活動活性化計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の改正	17、18
第3節	防災訓練計画	修正なし	

第4節	避難対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	25～29
第5節	要配慮者の安全確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	31
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第6節の2	通信確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	36
第7節	建築物災害予防計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	修正なし	
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	修正なし	
第11節	農業災害予防計画	修正なし	
第12節	毒物及び劇物等災害予防計画	修正なし	
第13節	風水害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○岩手県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正 ○所要の改正、市の組織整合に係る修正	51～54
第14節	土砂災害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の改正	55、57、59
第15節	火災予防計画	○所要の修正	60・61
第16節	林野火災予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	62
第17節	林業災害予防計画	修正なし	
第18節	雪害予防計画	修正なし	
第19節	火山災害予防計画	修正なし	
第20節	防災ボランティア育成計画	修正なし	
第21節	事業継続対策計画	修正なし	
第22節	孤立化対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の改正	74・75
第23節	食料・生活必需品等の備蓄計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	76
第24節	原子力災害予防計画	修正なし	
第3章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制計画	○修正なし	

第2節	動員計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	93
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	97~103、105~ 110、113、115
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織整合に係る修正	121・122
第6節	災害広報広聴計画	修正なし	
第7節	輸送計画	○所要の修正	138
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	157
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	修正なし	
第15節	災害救助法の適用計画	修正なし	
第16節	避難・救出計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	174、175、 182~191、6
第17節	医療・保健計画	修正なし	
第18節	食料・生活必需品等供給計画	○所要の修正	200
第19節	削除	—	
第20節	給水計画	修正なし	
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	修正なし	
第22節	感染症予防計画	○所要の改正	217
第23節	廃棄物処理計画	○所要の改正	225
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	

第27節	農畜産物応急対策計画	修正なし	
第28節	文教対策計画	修正なし	
第29節	救急医療対策計画	修正なし	
第30節	ライフライン施設に関する応急対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の改正	259
第31節	危険物施設等保安計画	修正なし	
第32節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第33節	防災ヘリコプター等活動計画	修正なし	
第34節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第35節	義援物資、義援金の受付・配分計画	修正なし	
第36節	原子力災害応急対策計画	修正なし	
第37節	事業所外運搬事故対策計画	修正なし	
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	301
第2節	生活の安定確保計画	修正なし	
第3節	復興計画の作成	修正なし	
第4節	原子力災害復旧計画	修正なし	

4 震災対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
	計画の趣旨	修正なし	
第1節	計画の性格及び基本方針	修正なし	
第2節	市民・事業所の責務	修正なし	
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	<u>○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正</u>	<u>355</u>
第2節	地域防災活動活性化計画	修正なし	
第3節	防災訓練計画	修正なし	
第3節の2	通信確保計画	<u>○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正</u> <u>○所要の修正</u>	<u>364</u>
第4節	避難対策計画	修正なし	
第5節	要配慮者の安全確保計画	修正なし	
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第7節	市街地防災計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	修正なし	
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	修正なし	
第11節	土砂災害予防計画	<u>○所要の改正</u>	<u>379</u>
第12節	火災予防計画	<u>○所要の修正</u>	<u>380</u>
第13節	震災に関する調査	修正なし	
第14節	事業継続対策計画	修正なし	
第15節	孤立化対策計画	修正なし	

第16節	食料・生活必需品等の備蓄計画	修正なし	
第17節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画	修正なし	
第3章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制計画	修正なし	
第2節	動員計画	修正なし	
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	<u>397～399、</u> <u>401</u>
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	修正なし	
第6節	災害広報広聴計画	修正なし	
第7節	輸送計画	修正なし	
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	修正なし	
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	修正なし	
第15節	災害救助法の適用計画	修正なし	
第16節	避難・救出計画	修正なし	
第17節	医療・保健計画	修正なし	
第18節	食料・生活必需品等供給計画	修正なし	
第19節	削除		
第20節	給水計画	修正なし	
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	修正なし	

第22節	感染症予防計画	修正なし	
第23節	廃棄物処理計画	修正なし	
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	
第27節	文教対策計画	修正なし	
第28節	救急医療対策計画	修正なし	
第29節	ライフライン施設に関する応急対策計画	修正なし	
第30節	危険物施設等保安計画	修正なし	
第31節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第32節	防災ヘリコプター等活動計画	修正なし	
第33節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第34節	義援物資、義援金の受付・配分計画	修正なし	
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	修正なし	
第2節	生活の安定確保計画	修正なし	
第3節	復興計画の作成	修正なし	

5 水防計画編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
計画の位置づけ		修正なし	
第1章 総則			
第1節	目的	修正なし	
第2節	用語の定義	○岩手県水防計画と整合を図る修正	453・454
第3節	水防の責任等	○岩手県水防計画と整合を図る修正	457
第4節	安全配慮	修正なし	
第2章 水防組織			
第1節	市の水防組織	修正なし	
第3章 重要水防箇所			
第4章 予報及び警報			
第1節	気象庁が行う予報及び警報	修正なし	
第2節	洪水予報河川における洪水予報	修正なし	
第3節	水位周知河川における水位到達情報	修正なし	
第4節	水防警報	○岩手県水防計画と整合を図る修正	461
第5章 雨量・水位等の観測及び通報			
第1節	雨量観測及び通報	修正なし	
第2節	水位の観測及び通報	修正なし	
第3節	危機管理型水位計による水位の観測	修正なし	
第6章 気象等予報・警報の情報収集			
		○岩手県水防計画と整合を図る修正	463

第7章 ダム・水門等の操作			
第1節	ダム・水門等	修正なし	
第2節	河川水門操作員及び水門等の操作	修正なし	
第8章 通信連絡			
第1節	水防の連絡	○所要の改正	<u>465</u>
第2節	その他の通話施設の使用	修正なし	
第9章 水防施設及び輸送			
第1節	水防倉庫及び資器材	○所要の修正	<u>466</u>
第2節	輸送の確保	修正なし	
第10章 水防活動			
第1節	水防配備	修正なし	
第2節	巡視及び警戒	修正なし	
第3節	水防作業	修正なし	
第4節	警戒区域の指定	修正なし	
第5節	避難のための立退き	修正なし	
第6節	決壊・漏水の通報及びその後の措置	修正なし	
第11章 水防信号、水防標識等			
第1節	水防信号	修正なし	
第2節	水防標識	修正なし	
第3節	身分証票	修正なし	
第12章 協力及び応援			
第1節	河川管理者の協力及び援助	修正なし	

第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	修正なし	
第3節	自衛隊の派遣要請	修正なし	
第13章 費用負担と公用負担			
第1節	費用負担	修正なし	
第2節	公用負担	修正なし	
第14章 水防報告等			
第1節	水防記録	修正なし	
第2節	水防報告	修正なし	
第15章 水防訓練			
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置			
第1節	浸水想定区域の指定	○岩手県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正	<u>479</u>
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	○岩手県水防計画と整合を図る修正	<u>479</u>
第3節	洪水ハザードマップ	○岩手県水防計画と整合を図る修正 ○所要の修正	<u>480</u>
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	○岩手県水防計画と整合を図る修正	<u>480</u>
第5節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	○岩手県水防計画と整合を図る修正	<u>480</u>
第17章 水防協力団体			
第1節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	修正なし	
第2節	水防協力団体の業務	修正なし	
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	修正なし	
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	修正なし	
第18章 水防管理団体の水防計画			

第1節	水防管理団体の水防計画	修正なし	
第2節	水防計画の公表	修正なし	
	一関市水防本部機構及び一関市水防隊機構	修正なし	
	一関市水防隊員配備計画	修正なし	
	執務時間外における連絡系統図	○ <u>所要の修正</u>	<u>485</u>

6 火山災害対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
第1章 総則			
第1節	計画の目的	修正なし	
第2節	計画の性格	修正なし	
第3節	火山防災の基本方針	修正なし	
第4節	災害時における個人情報の取扱い	修正なし	
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
第6節	火山の概況	修正なし	
第2章 災害予防計画			
第1節	防災知識普及計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	<u>512</u>
第2節	情報伝達体制	修正なし	
第3節	避難体制の整備	修正なし	
第3章 避難対策計画			
第1節	計画の性格及び基本方針	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	<u>523</u>
第2節	火山防災協議会の構成機関の役割	修正なし	
第4章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制	修正なし	
第2節	救助活動	○所要の改正	<u>541</u>
第3節	避難所の管理・運営	修正なし	
第5章 噴火後の対応計画			
第1節	住民及び登山者等の安否確認	修正なし	
第2節	避難の長期化に備えた対策	修正なし	
第3節	避難指示の解除、一時入域等	修正なし	

令和7年度一関市地域防災計画修正
【新旧対照表】

一関市防災会議

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																
1	1	1	用語凡例 〔略〕 本 編 目 次 〔略〕 第1章 総 則 計画の目的 〔略〕 計画の構成 〔略〕 災害時における個人情報の取扱い 〔略〕	用語凡例 〔略〕 本 編 目 次 〔略〕 第1章 総 則 計画の目的 〔略〕 計画の構成 〔略〕 災害時における個人情報の取扱い 〔略〕																																																	
	1	3	第1節 一関市防災会議委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区 分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)</td> <td>一関市婦人消防協力隊連絡協議会長</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>千厩第九区自治会自主防災会会長</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>防災士</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	区 分	防災機関	電 話			〔略〕		委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)	一関市婦人消防協力隊連絡協議会長	〔略〕	〃		千厩第九区自治会自主防災会会長	〔略〕	〃		防災士	〔略〕			〔略〕		第1節 一関市防災会議委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区 分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)</td> <td>一関市女性消防協力隊連絡協議会長</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>千厩第九区自治会自主防災会会長</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>防災士</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	区 分	防災機関	電 話			〔略〕		委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)	一関市女性消防協力隊連絡協議会長	〔略〕	〃		千厩第九区自治会自主防災会会長	〔略〕	〃		防災士	〔略〕			〔略〕		所要の改正
職名	区 分	防災機関	電 話																																																		
		〔略〕																																																			
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)	一関市婦人消防協力隊連絡協議会長	〔略〕																																																		
〃		千厩第九区自治会自主防災会会長	〔略〕																																																		
〃		防災士	〔略〕																																																		
		〔略〕																																																			
職名	区 分	防災機関	電 話																																																		
		〔略〕																																																			
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)	一関市女性消防協力隊連絡協議会長	〔略〕																																																		
〃		千厩第九区自治会自主防災会会長	〔略〕																																																		
〃		防災士	〔略〕																																																		
		〔略〕																																																			
	4	9	第2節・第3節 〔略〕 第4節 災害の発生傾向 1 過去の主な災害 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>土砂崩れ</u> 、崖崩れ 集中的な降雨により、 <u>土砂崩れ</u> 、崖崩れ等が発生し、住宅地等に被害を及ぼすもの。 (4) 地震による災害 地震により、 <u>土砂崩れ</u> 、崖崩れ等が発生し、建築物、住宅地等に被害を及ぼすもの。	第2節・第3節 〔略〕 第4節 災害の発生傾向 1 過去の主な災害 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>土石流</u> 、崖崩れ 集中的な降雨により、 <u>土石流</u> 、崖崩れ等が発生し、住宅地等に被害を及ぼすもの。 (4) 地震による災害 地震により、 <u>土石流</u> 、崖崩れ等が発生し、建築物、住宅地等に被害を及ぼすもの。	所要の改正																																																

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
2	1	11	2 〔略〕 第5節 〔略〕 第2章 災害予防計画	2 〔略〕 第5節 〔略〕 第2章 災害予防計画	
		11	第1節 防災知識普及計画 市及び防災関係機関は、火災等各種災害に対する円滑な応急対策の実施を確保するため、職員に対する教育を行い、また、児童、生徒に対し災害の基礎的な知識や対応を教育指導するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図るものとする。さらに市民等に対しては、社会教育あるいは各行政区、各事業所を通じて自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の各災害を未然に防止するため必要な教育及び広報を行うものとする。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、 <u>乳幼児</u> その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する	第1節 防災知識普及計画 市及び防災関係機関は、火災等各種災害に対する円滑な応急対策の実施を確保するため、職員に対する教育を行い、また、児童、生徒に対し災害の基礎的な知識や対応を教育指導するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図るものとする。さらに市民等に対しては、社会教育あるいは各行政区、各事業所を通じて自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の各災害を未然に防止するため必要な教育及び広報を行うものとする。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、 <u>外国人</u> 、 <u>乳幼児</u> 、 <u>妊産婦</u> その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、 <u>愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る。
		14	ものとする。 1～5 〔略〕 6 防災文化の継承 (1) 〔略〕 (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、市民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>持</u> つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。 (3) 〔略〕 7・8 〔略〕 9 専門家の活用 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家 <u>の</u> 活用を図るものとする。 10 〔略〕	ものとする。 1～5 〔略〕 6 防災文化の継承 (1) 〔略〕 (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、市民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害</u> 伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。 (3) 〔略〕 7・8 〔略〕 9 専門家の活用 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（ <u>気象防災アドバイザー等</u> ）の活用を図るものとする。 10 〔略〕	県地域防災計画の修正と整合を図る。
		15	第2節 地域防災活動活性化計画	第2節 地域防災活動活性化計画	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			〔略〕	〔略〕	
		16	1 〔略〕 2 自主防災組織の活動 (1) 〔略〕 (2) 災害時の活動 ア・イ 〔略〕	1 〔略〕 2 自主防災組織の活動 (1) 〔略〕 (2) 災害時の活動 ア・イ 〔略〕	
		17	ウ 安否確認及び避難誘導 (ア) <u>土砂崩れ・崖崩れ等危険予想地域</u> の住民に対して避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。 (イ)・(ウ) 〔略〕 エ～キ 〔略〕	ウ 安否確認及び避難誘導 (ア) <u>土砂災害等が発生するおそれのある区域</u> の住民に対して避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。 (イ)・(ウ) 〔略〕 エ～キ 〔略〕	所要の改正
			3 〔略〕 4 消防団の活性化 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進し	3 〔略〕 4 消防団の活性化 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。	県地域防災計画の修正と整合を図る。
		18	参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。 〔1〕 「消防団活性化総合計画」の見直し及び修正 〔2〕 消防団の施設・設備の充実強化 〔3〕 消防団員の教育訓練の充実強化 〔4〕 報酬・出勤手当及び表彰制度の充実等による処遇改善 〔5〕 競技会、行事等の開催 〔6〕 青年層・女性層及び公務員の消防団への加入促進 〔7〕 地域消防及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請	〔1〕 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化 〔2〕 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化 〔3〕 報酬・出勤手当及び表彰制度の充実等による処遇改善 〔4〕 競技会、行事等の開催 〔5〕 青年層・女性層及び公務員の消防団への加入促進 〔6〕 地域消防及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請	
		3	第3節 〔略〕	第3節 〔略〕	
		4	23 第4節 避難対策計画 〔略〕	第4節 避難対策計画 〔略〕	
		25	1 避難計画の作成 (1) 市の避難計画 ア～キ 〔略〕 ク 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざ	1 避難計画の作成 (1) 市の避難計画 ア～キ 〔略〕 ク 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざ	県地域防災計画の修正と整合を図る。

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		26	<p>るを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するため配慮する。</p> <p>ケ～サ 〔略〕</p> <p>(2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設（資料編2-13-3及び2-14-5）の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、作成した計画を市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>カ・キ 〔略〕</p>	<p>るを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するため配慮する。</p> <p>ケ～サ 〔略〕</p> <p>(2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設（資料編2-13-3及び2-14-2）の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、作成した計画を市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>カ・キ 〔略〕</p>	
		27	<p>(3) 〔略〕</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所等の整備</p>	<p>(3) 〔略〕</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所等の整備</p>	
		28	<p>ア～コ 〔略〕</p> <p>サ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p>	<p>ア～コ 〔略〕</p> <p>サ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>シ <u>市は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る。</p>
		29	<p>〔略〕</p> <p>(2) 避難場所等の環境整備</p> <p>市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図るものとする。</p> <p>また、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ _____ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備</p>	<p>〔略〕</p> <p>(2) 避難場所等の環境整備</p> <p>市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図るものとする。</p> <p>また、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ 段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る。</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			<p>キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備 ク～コ 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>3～6 〔略〕</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保計画 1 基本方針 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第6節の2 通信確保計画 1 基本方針 (1) 〔略〕 (2) 災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努め、さらには通信施設が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</p> <p>第7節～第12節 〔略〕</p>	<p>キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備 ク～コ 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>3～6 〔略〕</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保計画 1 基本方針 (1) 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。 (2) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第6節の2 通信確保計画 1 基本方針 (1) 〔略〕 (2) 災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。 また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p> <p>第7節～第12節 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る。</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る。</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
	13	51	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>1 現況</p> <p>本市の河川は、市街地の東部に北上川が南北に貫流し、西方からは栗駒山に源を発する磐井川が東流し、市街地東部で北上川と、その下流では砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川がそれぞれ合流している。</p> <p>北上川は、市街地東部の狐禅寺から宮城県境までの約26kmに渡り川幅が極端に狭い区間(狭窄部)があり、更にそこから河口までの河床勾配が非常に緩やかなため、河川の流下能力が上流区間に比べて極端に小さく、洪水時には北上川の氾濫及び流水の支川への逆流により、一関市は有史以来度重なる洪水に見舞われてきた。</p> <p>特に一関地域では昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風で多数の死者と甚大な物的損害を被り、また、近年では平成14年の台風6号の洪水により戦後3番目の水位を記録し、死者2名、床下・床上浸水3,447戸、約738億円の被害を受けた。</p> <p>北上川は、岩手町にその源を発し、宮城県追波湾に流入する249km、流域10,150km²、(うち岩手県分7,860km²)の一級河川であり、このうち指定区間は、175.9kmで市内の貫流区間はすべて国土交通省岩手河川国道事務所の直轄管理区間となっている。また、北上川本流の支川である磐井川、砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川の各一級河川のほか、番台川、山谷川、猿沢川等市内全域で30河川が一級河川に指定されている。</p> <p>このうち磐井川は、全長60.7kmの河川で、そのうち中・下流の36.2kmが一級河川としての指定区間であり、北上川合流点から上流6.9kmの黒沢橋までの区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。</p> <p>また、砂鉄川は全長46.0kmのうち北上川合流点から6.7km区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。</p> <p>市管理の準用河川は、北上川、磐井川、砂鉄川等の支流として市内全域に分布し、118河川が指定を受けており、その指定総延長は、257.19kmに達している。</p> <p>さらに、一関遊水地下流の狭窄部についても事業進展による</p>	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>1 現況</p> <p>本市の河川は、市街地の東部に北上川が南北に貫流し、西方からは栗駒山に源を発する磐井川が東流し、市街地東部で北上川と、その下流では砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川がそれぞれ合流している。</p> <p>北上川は、市街地東部の狐禅寺から宮城県境までの約26kmに渡り川幅が極端に狭い区間(狭窄部)があり、更にそこから河口までの河床勾配が非常に緩やかなため、河川の流下能力が上流区間に比べて極端に小さく、洪水時には北上川の氾濫及び流水の支川への逆流により、一関市は有史以来度重なる洪水に見舞われてきた。</p> <p>特に一関地域では昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風で多数の死者と甚大な物的損害を被り、また、近年では平成14年の台風6号の洪水により戦後3番目の水位を記録している。</p> <p>北上川は、岩手町にその源を発し、宮城県追波湾に流入する249km、流域10,150km²、(うち岩手県分7,860km²)の一級河川であり、このうち指定区間は、175.9kmで市内の貫流区間はすべて国土交通省岩手河川国道事務所の直轄管理区間となっている。また、北上川本流の支川である磐井川、砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川の各一級河川のほか、番台川、山谷川、猿沢川等市内全域で30河川が一級河川に指定されている。</p> <p>このうち磐井川は、全長60.7kmの河川で、そのうち中・下流の36.2kmが一級河川としての指定区間であり、北上川合流点から上流6.9kmの黒沢橋までの区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。</p> <p>また、砂鉄川は全長46.0kmのうち北上川合流点から6.7km区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。</p> <p>市管理の準用河川は、北上川、磐井川、砂鉄川等の支流として市内全域に分布し、118河川が指定を受けており、その指定総延長は、254.09kmに達している。</p> <p>2 水害予防事業の目的</p> <p>国土交通省の直轄による一関遊水地事業の早期完成及び遊水地事業として実施する磐井川堤防改修を促進するとともに内水を処理するための排水機場などの整備を促進するものとする。</p>	<p>所要の改正</p> <p>所要の改正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																		
		52	<p>増水の影響が懸念されることから、国直轄による治水事業の早期完成を併せて促進する。</p> <p>また、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、砂鉄川治水対策事業をはじめとする岩手県管理区間の河川改修等の整備を進め、併せて広く市内全域に指定の準用河川の河川改修の促進を図りながら防災効果の大きい河川の改修を促進するものとする。</p> <p>3 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p>	<p>また、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、一級河川夏川や一級河川千厩川をはじめとする岩手県管理区間の河川改修等の整備を進め、併せて広く市内全域に指定の準用河川の河川改修の促進を図りながら防災効果の大きい河川の改修に努めるものとする。</p> <p>3 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る。</p>																																																		
	52	<p>4 河川改修事業</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市事業として緊急度が高く、防災効果の大きい準用河川の改修を実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関治水事業</td> <td>直轄河川改修事業</td> <td>一関市、平泉町、昭和47年度～</td> <td>岡田堤・小堤築堤</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>奥州市</td> <td>磐井川堤防改修</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北上川上流砂防地区治水対策事業</td> <td>土地利用</td> <td>一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)</td> <td>平成18年度～</td> </tr> <tr> <td>一体治水</td> <td></td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災事業</td> <td>一般河川</td> <td>一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)</td> <td>平成23年度～</td> </tr> <tr> <td>改修事業</td> <td></td> <td>輸中築堤・家屋移転</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所		施行年度	事業の概要	一関治水事業	直轄河川改修事業	一関市、平泉町、昭和47年度～	岡田堤・小堤築堤			奥州市	磐井川堤防改修	北上川上流砂防地区治水対策事業	土地利用	一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)	平成18年度～	一体治水		平成22年度	防災事業	一般河川	一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)	平成23年度～	改修事業		輸中築堤・家屋移転	<p>4 河川改修事業</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市事業として緊急度が高く、防災効果の大きい準用河川の改修に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関治水事業</td> <td>直轄河川改修事業</td> <td>一関市、平泉町、昭和47年度～</td> <td>岡田堤・小堤築堤</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>奥州市</td> <td>磐井川削防改修</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北上川上流砂防地区治水対策事業</td> <td>土地利用</td> <td>一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)</td> <td>平成18年度～</td> </tr> <tr> <td>一体治水</td> <td></td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災事業</td> <td>一般河川</td> <td>一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)</td> <td>平成23年度～</td> </tr> <tr> <td>改修事業</td> <td></td> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	事業の概要	一関治水事業	直轄河川改修事業	一関市、平泉町、昭和47年度～	岡田堤・小堤築堤			奥州市	磐井川削防改修	北上川上流砂防地区治水対策事業	土地利用	一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)	平成18年度～	一体治水		平成23年度	防災事業	一般河川	一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)	平成23年度～	改修事業	
事業名	施行箇所	施行年度	事業の概要																																																				
一関治水事業	直轄河川改修事業	一関市、平泉町、昭和47年度～	岡田堤・小堤築堤																																																				
		奥州市	磐井川堤防改修																																																				
北上川上流砂防地区治水対策事業	土地利用	一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)	平成18年度～																																																				
	一体治水		平成22年度																																																				
防災事業	一般河川	一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)	平成23年度～																																																				
	改修事業		輸中築堤・家屋移転																																																				
事業名	施行箇所	施行年度	事業の概要																																																				
一関治水事業	直轄河川改修事業	一関市、平泉町、昭和47年度～	岡田堤・小堤築堤																																																				
		奥州市	磐井川削防改修																																																				
北上川上流砂防地区治水対策事業	土地利用	一関市(舞川・赤雲・川崎町門崎)	平成18年度～																																																				
	一体治水		平成23年度																																																				
防災事業	一般河川	一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)	平成23年度～																																																				
	改修事業		令和6年度																																																				
	53	<p>5・6 〔略〕</p> <p>7 浸水想定区域</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系・河川名</th> <th>指定公表年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川水系・北上川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・磐井川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂鉄川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・夏川</td> <td>平成28年6月16日</td> <td>岩手県告示第488号</td> </tr> </tbody> </table>	水系・河川名	指定公表年月日	備 考	北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・夏川	平成28年6月16日	岩手県告示第488号	<p>5・6 〔略〕</p> <p>7 浸水想定区域</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系・河川名</th> <th>指定公表年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川水系・北上川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・磐井川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂鉄川</td> <td>令和7年2月11日</td> <td>岩手県告示第20号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・夏川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> </tbody> </table>	水系・河川名	指定公表年月日	備 考	北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・砂鉄川	令和7年2月11日	岩手県告示第20号	北上川水系・夏川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	<p>県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正</p>																					
水系・河川名	指定公表年月日	備 考																																																					
北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					
北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					
北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					
北上川水系・夏川	平成28年6月16日	岩手県告示第488号																																																					
水系・河川名	指定公表年月日	備 考																																																					
北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					
北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					
北上川水系・砂鉄川	令和7年2月11日	岩手県告示第20号																																																					
北上川水系・夏川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																					

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																																																																																						
			<table border="1"> <tr> <td>北上川水系・砂礫川</td> <td>平成30年10月22日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・曾根川</td> <td>平成30年10月22日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・楢沢川</td> <td>平成30年10月22日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>大川水系・大川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第164号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・千歳川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第164号</td> </tr> </table>	北上川水系・砂礫川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号	北上川水系・曾根川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号	北上川水系・楢沢川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号	大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号	北上川水系・千歳川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号	<table border="1"> <tr> <td>北上川水系・夏川</td> <td>平成29年6月16日</td> <td>岩手県告示第488号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・曾根川</td> <td>平成30年10月22日</td> <td>岩手県告示第781号〔水位通知区域〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年3月24日</td> <td>岩手県告示第179号〔水位通知区域以外〕</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・楢沢川</td> <td>平成30年10月22日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号〔見直し〕</td> </tr> <tr> <td>大川水系・大川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第164号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・千歳川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第164号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・鳴川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・新山川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・久保川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・市野太川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・山谷川〔巖巻〕</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・稲巻川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・小糠川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・本津川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・太田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・磯田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・上油田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・金成川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・田野宮川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・有基川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・刈草沢川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・中江川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・善右川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・滝沢川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・二股川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・太平川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・種子田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・山奈川〔東山〕</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・観田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・島海川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・津谷川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・白茂川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・曾根川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第50号</td> </tr> </table>	北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号	北上川水系・曾根川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号〔水位通知区域〕		令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位通知区域以外〕	北上川水系・楢沢川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号		令和7年2月14日	岩手県告示第50号〔見直し〕	大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号	北上川水系・千歳川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号	北上川水系・鳴川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・新山川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・久保川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・市野太川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・山谷川〔巖巻〕	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・稲巻川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・小糠川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・本津川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・太田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・磯田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・上油田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・金成川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・田野宮川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・有基川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・刈草沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・中江川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・善右川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・滝沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・二股川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・太平川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・種子田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・山奈川〔東山〕	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・観田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・島海川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・津谷川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・白茂川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	北上川水系・曾根川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号	<p>(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正</p>
北上川水系・砂礫川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号																																																																																																																									
北上川水系・曾根川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号																																																																																																																									
北上川水系・楢沢川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号																																																																																																																									
大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号																																																																																																																									
北上川水系・千歳川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号																																																																																																																									
北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号																																																																																																																									
北上川水系・曾根川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号〔水位通知区域〕																																																																																																																									
	令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位通知区域以外〕																																																																																																																									
北上川水系・楢沢川	平成30年10月22日	岩手県告示第781号																																																																																																																									
	令和7年2月14日	岩手県告示第50号〔見直し〕																																																																																																																									
大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号																																																																																																																									
北上川水系・千歳川	令和4年3月22日	岩手県告示第164号																																																																																																																									
北上川水系・鳴川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・新山川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・久保川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・市野太川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・山谷川〔巖巻〕	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・稲巻川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・小糠川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・本津川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・太田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・磯田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・上油田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・金成川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・田野宮川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・有基川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・刈草沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・中江川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・善右川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・滝沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・二股川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・太平川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・種子田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・山奈川〔東山〕	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・観田川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・島海川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・津谷川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・白茂川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									
北上川水系・曾根川	令和7年2月14日	岩手県告示第50号																																																																																																																									

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																
		54	<p>【水防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> <p>ウ・エ 〔略〕 8・9 〔略〕</p>	<p>【水防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> <p>ウ・エ 〔略〕 8・9 〔略〕</p>	<p>市の組織整合に係る修正</p>																																																
14	55	55	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 基本方針 集中豪雨等による土砂災害を最小限に防止するため、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備するものとする。</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の状況 (1) 山地災害危険地区(資料編2-14-1) (2) 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域(資料編2-14-5)</p> <p>3~6 〔略〕</p> <p>7 土砂災害警戒情報の活用 〔略〕</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>1 基本方針 集中豪雨等による土砂災害を最小限に防止するため、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備するものとする。</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の状況 (1) 山地災害危険地区(資料編2-14-1) (2) 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域(資料編2-14-2)</p> <p>3~6 〔略〕</p> <p>7 土砂災害警戒情報の活用 〔略〕</p>	<p>所要の改正</p>																																																
		57	<p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※</td> <td>黒</td> <td>大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5相当</td> <td>赤</td> <td>2時間先まで 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>赤</td> <td>2時間先まで 警戒基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当</td> <td>赤</td> <td>2時間先まで 警戒基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>黄</td> <td>2時間先まで 注意基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2相当</td> <td>黄</td> <td>2時間先まで 注意基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>今後の情報等に留意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 〔略〕 ※ 〔略〕</p>	危険度	表示	状況	災害切迫※	黒	大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達	警戒レベル5相当	赤	2時間先まで 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒	赤	2時間先まで 警戒基準に到達すると予想	警戒レベル3相当	赤	2時間先まで 警戒基準に到達すると予想	注意	黄	2時間先まで 注意基準に到達すると予想	警戒レベル2相当	黄	2時間先まで 注意基準に到達すると予想	今後の情報等に留意	白	—	<p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※</td> <td>黒</td> <td>大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5相当</td> <td>赤</td> <td>実況又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>赤</td> <td>実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当</td> <td>赤</td> <td>実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>黄</td> <td>実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2相当</td> <td>黄</td> <td>実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>今後の情報等に留意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 〔略〕 ※ 〔略〕</p>	危険度	表示	状況	災害切迫※	黒	大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達	警戒レベル5相当	赤	実況又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒	赤	実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想	警戒レベル3相当	赤	実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想	注意	黄	実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想	警戒レベル2相当	黄	実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想	今後の情報等に留意	白	—	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
危険度	表示	状況																																																			
災害切迫※	黒	大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達																																																			
警戒レベル5相当	赤	2時間先まで 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																																																			
警戒	赤	2時間先まで 警戒基準に到達すると予想																																																			
警戒レベル3相当	赤	2時間先まで 警戒基準に到達すると予想																																																			
注意	黄	2時間先まで 注意基準に到達すると予想																																																			
警戒レベル2相当	黄	2時間先まで 注意基準に到達すると予想																																																			
今後の情報等に留意	白	—																																																			
危険度	表示	状況																																																			
災害切迫※	黒	大雨特別警戒(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達																																																			
警戒レベル5相当	赤	実況又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																																																			
警戒	赤	実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想																																																			
警戒レベル3相当	赤	実況又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想																																																			
注意	黄	実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想																																																			
警戒レベル2相当	黄	実況又は2時間先までの予測値が注意基準に到達すると予想																																																			
今後の情報等に留意	白	—																																																			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		59	<p>8 〔略〕</p> <p>9 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、住民と連携し避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路を示した、土砂災害ハザードマップを作成する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 警戒区域内の、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は、資料編2-14-5による。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 市は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等</u></p> <p>_____</p> <p>_____を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに_____撤去命令等の<u>是正指導</u></p> <p>_____を行うものとする。</p>	<p>8 〔略〕</p> <p>9 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、_____住民と連携し避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路を示した、土砂災害ハザードマップを作成する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 警戒区域内の、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は、資料編2-14-2による。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u></p>	<p>所要の改正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合</p>
	15	60	<p>第15節 火災予防計画</p> <p>〔略〕</p> <p>1 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>(1) 火災予防の徹底</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 市及び消防機関は、出火防止又は火災延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの器具等の取扱方法について、指導の徹底を図るものとする。</p>	<p>第15節 火災予防計画</p> <p>〔略〕</p> <p>1 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>(1) 火災予防の徹底</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 市及び消防機関は、出火防止又は火災延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの器具等の取扱方法について、指導の徹底を図るものとする。</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
	22	74	<p>第17節～第21節 〔略〕</p> <p>第22節 孤立化対策計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 災害時孤立化想定地域の状況 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、<u>孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 孤立化の発生原因としては、「<u>集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合</u>」及び「<u>集落へのアクセス道路が1本しかない場合</u>」が多く占めている。</p> <p>(2) 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。 ア～ウ〔略〕 エ <u>自主防災組織への参加が低い状況にある。</u></p> <p>3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>(1) 通信手段の確保 ア 〔略〕 イ <u>防災ヘリコプター</u>等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、<u>周知させるものとする。</u> 〔岩手県統一合図〕〔略〕 ウ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 備蓄の奨励 市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進するものとする。 また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において<u>3日</u>分程度の水、食料の備蓄の奨励に努めるものとする。</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>第17節～第21節 〔略〕</p> <p>第22節 孤立化対策計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>(1) 孤立化の発生原因としては、「<u>地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積</u>」が多くを占めている。</p> <p>(2) 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。 ア～ウ〔略〕 エ <u>水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。</u></p> <p>3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>(1) 通信手段の確保 ア 〔略〕 イ <u>県は、防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市は、その方法をあらかじめ周知するものとする。</u> 〔岩手県統一合図〕〔略〕 ウ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 備蓄の奨励 市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進するものとする。 また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において<u>最低3日間、推奨1週間分程度</u>の水、食料の備蓄の奨励に努めるものとする。 <u>なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討するものとする。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	23	76	<p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が</p>	<p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流</p>	<p>所要の修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
3		24 77 83	<p>確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進するものとする。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>1 備蓄の種類 備蓄の種類については、次のとおりである。 (1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 市の役割 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 市民及び事業所の役割 (1) 各家庭においては、家族の<u>3</u>日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>(2) 〔略〕</p> <p>第24節 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 〔略〕</p>	<p>通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進するものとする。</p> <p>2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>3 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 備蓄の種類 備蓄の種類については、次のとおりである。 (1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 市の役割 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 市民及び事業所の役割 (1) 各家庭においては、家族の<u>最低3</u>日間程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>(2) 〔略〕</p> <p>第24節 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 〔略〕</p>	<p>所要の改正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>所要の改正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
	2	93	<p>第2節 動員計画</p> <p>1 防災関係機関の動員体制 防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、災害時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やWEB会議の活用など、<u>関係職員</u>の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>第2節 動員計画</p> <p>1 防災関係機関の動員体制 防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、災害時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やWEB会議の活用など、<u>応援職員等</u>の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車庫を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。(資料編3-2-1)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	3	97	<p>2～7 [略]</p> <p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 [略]</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりとする。 ア 気象業務法に基づくもの (ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(イ) 情報の種類</p>	<p>2～7 [略]</p> <p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 [略]</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりとする。 ア 気象業務法に基づくもの (ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(イ) 情報の種類</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行		修 正		修正理由
			種 類	概 要	種 類	概 要	
		98	<p>気象に関する情報</p> <p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。 大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>気象に関する情報</p> <p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。 大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>岩手県 気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>	<p>岩手県 気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>		
		<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現</p>	<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現</p>		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			<p>している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	<p>している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>土砂災害警戒情報(備考1)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>土砂災害警戒情報(備考1)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>		
		<p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>		
			注 備考1 〔略〕	注 備考1 〔略〕	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																
		99	<p>(ウ) 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報 (備考2)</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	大雨注意報 (備考2)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該	<p>(ウ) 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	概 要																																				
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。																																				
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																																				
大雨注意報 (備考2)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合																																				
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合																																				
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合																																				
雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。																																				
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該																																				
種 類	概 要																																				
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。																																				
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																				
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が82以上の場合																																				
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・12時間の除雪の深さが、平野部で15c m以上、山沿いで25c m以上と予想される場合																																				
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・濃霧のため視程が100c m以下になると予想される場合																																				
雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。																																				
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該																																				

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		100	<p>当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続 ・最小湿度35%以下で実行湿度60%以下 	<p>当する場合に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続 ・最小湿度35%以下で実行湿度60%以下 	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早霜、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下（早霜期は農作物の育成を考慮し実施する。 	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早霜、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下（早霜期は農作物の育成を考慮し実施する。 	
		低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p>〔略〕</p>	
		着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p>	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	
		着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報の条件下で気温が氷点下2℃より高い場合 	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報の条件下で気温が氷点下2℃より高い場合 	
		なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以 	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以 	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		101	<p>上 ・積雪が50cm以上あり、日平均気温が5℃以上の日が継続</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 避難に備えハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>・流域雨量指数基準 金流川流域=11.4、大平川流域=8.3、中江川流域=4.1、千蔵川流域=10.7、興田川流域=16.2、夏川流域=15.2、有馬川流域=7.4、黄海川流域=12.3、林川流域=5.7、竹沢川流域=3.9、猿沢川流域=7.4、曾慶川流域=6.8、砂鉄川流域=18.0、久保川流域=13.4、市野々川流域=6.8、小猪岡川流域=10.2、山谷川流域=4.2、本寺川流域=4.8、仏坂川流域=6.6、大川流域=7.7、津谷川流域=8.6、田茂木川流域=6.5、滝沢川流域=6.3</p> <p>・複合基準（（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値） 北上川流域=（5、50.6）、金流川流域=（7、11.4）、大平川流域=（5、8.3）、千蔵川流域=（5、10.7）、興田川流域=（5、16.1）、磐井川流域=（5、28.2）、有馬川流域=（5、7.4）、黄海川流域=（5、12.3）、林川流域=（6、4.6）、竹沢川流域=（7、3.9）、猿沢川流域=（6、5.9）、曾慶川流域=（6、6.8）、砂鉄川流域=（5、</p>	<p>上 ・積雪が50cm以上あり、日平均気温が5℃以上の日が継続</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。 ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>	<p>所要の改正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
		101	<p>17)、久保川流域=(6, 10.7)、市野々川流域=(5, 6.8)、小猪岡川流域=(6, 8.2)、山谷川流域=(7, 4.1)、本寺川流域=(5, 4.8)、仏坂川流域=(5, 6.1)、大川流域=(6, 6.2)、津谷川流域=(6, 6.9)、田茂木川流域=(6, 5.2)</p> <p>・北上川上流(狐狸寺・諏訪前・釣山・妻神)で、指定河川洪水予報による基準に到達することが予想される場合</p> <p><u>土砂崩れ注意報</u> (備考1) 大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p><u>浸水注意報</u> (備考2) 浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>注 備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 2 [略] (イ) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気 象 警 報</td> <td>暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (備考考2) 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気 象 警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合	大雨警報 (備考考2) 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)	<p>注 備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。 2 [略] (イ) 警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警 報</td> <td>暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合	大雨警報 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)	<p>所要の改正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	概 要																
気 象 警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合																
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合																
	大雨警報 (備考考2) 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)																
種 類	概 要																
警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・平均風速15m/s以上と予想される場合																
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合																
	大雨警報 大雨警報により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)																
		102															

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由	
			<p>、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・表面雨量指数基準が13以上の場合（浸水害）</p> <p>・土壌雨量指数基準が110以上の場合（土砂災害）</p>	<p>、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・表面雨量指数基準が13以上の場合（浸水害）</p> <p>・土壌雨量指数基準が110以上の場合（土砂災害）</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>	
		大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <p>・12時間の降雪の深さが、平野部で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合</p>	大雪警報		<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表される。</p> <p>・12時間の降雪の深さが、平野部で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合</p>
		洪水警報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・流域雨量指数基準</p> <p>金流川流域=17.2、大平川流域=12.6、中江川流域=5.1、千蔵川流域=13.4、興田川流域=20.3、夏川流域=19.1、有馬川流域=10.2、黄海川流域=16.9、林川流域=7.2、竹沢川流域=4.9、猿沢川流域=9.3、曾慶川流域=8.6、砂鉄川流域=22.5、久保川流域=16.8、市野々川流域=8.5、小猪岡川流域=12.8、山谷川流域=5.2、本寺川流域=6、仏坂川流域=8.3、大川流域=9.7、津谷川流域=10.8、田茂木川流域=8.2、滝沢川流域=7.9</p> <p>・複合基準（表面雨量指数、流域雨量</p>	洪水警報		<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表される。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
		103	<p>指数)の組み合わせによる基準値) <u>北上川流域=(6.61.9), 大平川流域=(6.11.3), 千蔵川流域=(6.12), 興田川流域=(6.18.2), 林川流域=(6.6.4), 猿沢川流域=(6.8.3), 曾慶川流域=(6.8.6), 砂鉄川流域=(6.20.2), 山谷川流域=(8.4.6), 大川流域(6.8.7)・北上川上流(狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神)で、指定河川洪水予報による基準に到達することが予想される場合</u></p> <p><u>土砂崩れ警報(備考1)</u> 大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p><u>浸水警報(備考2)</u> 浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>注 備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。 2 (略) 3 キキクル(危険度分布等) (略)</p>	<p>注 備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。 2 (略) (オ) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 (略)</p>	<p>所要の改正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>												
		105	<p>(オ) 特別の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特別警報 暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気象特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度	<p>(カ) 特別の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	概 要																
気象特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度																
種 類	概 要																
特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度																

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		106	<p>の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 <p>土砂崩れ特別警報(備考1)</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 	<p>の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
			<p>注 備考1 【略】</p> <p>2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。</p> <p>(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>a 緊急地震速報(警報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(N 	<p>注 備考1 【略】</p> <p>2 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。</p> <p>(キ) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>a 緊急地震速報(警報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(N 	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由															
		107	<p>HK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震特別警報に位置付けられる。 <p>〔略〕</p> <p>b 地震情報の種類と内容 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>〔略〕 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔略〕</p>	種 類	発表基準	内 容	遠地地震に関する情報	〔略〕 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	<p>HK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。 <p>〔略〕</p> <p>b 地震情報の種類と内容 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>〔略〕 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに</td> <td>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	遠地地震に関する情報	〔略〕 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る</p>
種 類	発表基準	内 容																		
遠地地震に関する情報	〔略〕 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																		
種 類	発表基準	内 容																		
遠地地震に関する情報	〔略〕 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																		
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。																		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
		108	<p>c 地震活動に関する解説資料等 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (速報版)</td> <td>〔略〕</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料 (速報版)	〔略〕	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	<p>基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</p> <p>〔略〕</p> <p>c 地震活動に関する解説資料等 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)</td> <td>〔略〕</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	〔略〕	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容															
地震解説資料 (速報版)	〔略〕	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。															
解説資料等の種類	発表基準	内容															
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	〔略〕	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。															
	109	<p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月間地震概況</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手</td> </tr> </tbody> </table>	月間地震概況	発表基準	内容		〔略〕	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手	<p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震活動図</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府</td> </tr> </tbody> </table>	地震活動図	発表基準	内容		〔略〕	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府		
月間地震概況	発表基準	内容															
	〔略〕	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手															
地震活動図	発表基準	内容															
	〔略〕	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府															

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由														
		110	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>県とその周辺 の地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。</td> </tr> </table> <p>イ・ウ 〔略〕 エ 水防法及び気象業務法に基づくもの （ア） 〔略〕 （イ） 指定河川洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標題 (種類)</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 上 川 上 流 洪 水 予 報</td> <td>〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位以上の状態 が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔2〕・〔3〕 〔略〕 2 〔略〕 別表1・別表2 〔略〕 別図1・別図2 〔略〕</p>		県とその周辺 の地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。	標題 (種類)	概 要	北 上 川 上 流 洪 水 予 報	〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位以上の状態 が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>県内及びその地方の 地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期（毎週金曜） 防災に係る活動を支 援するために、週ご との全国の地震など を取りまとめた資 料。</td> </tr> </table> <p>イ・ウ 〔略〕 エ 水防法及び気象業務法に基づくもの （ア） 〔略〕 （イ） 指定河川洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標題 (種類)</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 上 川 上 流 洪 水 予 報</td> <td>〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位を超える状況が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔2〕・〔3〕 〔略〕 2 〔略〕 別表1・別表2 〔略〕 別図1・別図2 〔略〕</p>		県内及びその地方の 地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。	週間地震概況	・定期（毎週金曜） 防災に係る活動を支 援するために、週ご との全国の地震など を取りまとめた資 料。	標題 (種類)	概 要	北 上 川 上 流 洪 水 予 報	〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位を超える状況が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当	<p>県地域防災計画の修正と整合 を図る修正と併せて所要の改 正</p>
	県とその周辺 の地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。																		
標題 (種類)	概 要																		
北 上 川 上 流 洪 水 予 報	〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位以上の状態 が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当																		
	県内及びその地方の 地震活動の状況と りまとめた地震活動 の傾向等を示す資 料。																		
週間地震概況	・定期（毎週金曜） 防災に係る活動を支 援するために、週ご との全国の地震など を取りまとめた資 料。																		
標題 (種類)	概 要																		
北 上 川 上 流 洪 水 予 報	〔略〕 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位を超える状況が継続している とき、または急激な水位上昇によりま もなく氾濫危険水位を超え、さらに水 位の上昇が見込まれるときに発表す る。いつ氾濫が発生してもおかしくない 状況、避難等の氾濫発生に対する対応 を求める段階であり、避難指示の発令 の判断の参考とする。危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当																		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		113	<p>別図3 地震に関する情報伝達系統図</p> <p>(注) 1 -----は、総合防災情報ネットワーク 2 「各地の震害に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。 3 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日BC岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>別図3 地震に関する情報伝達系統図</p> <p>(注) 1 -----は、総合防災情報ネットワーク 2 「各地の震害に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。 3 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日BC岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>所要の修正</p>
		113	<p>別図4 北上川上流（磐井川及び砂鉄川を含む）洪水予報伝達系統図</p> <p>(注) 1 -----は、総合防災情報ネットワーク 2 指定河川の洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報（気象業務法第13条第1項）の通知をもってかえる場合がある。 3 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日BC岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>別図4 北上川上流（磐井川及び砂鉄川を含む）洪水予報伝達系統図</p> <p>(注) 1 -----は、総合防災情報ネットワーク 2 指定河川の洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報（気象業務法第13条第1項）の通知をもってかえる場合がある。 3 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日BC岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>所要の修正</p>
		115	<p>別図5・別図6 〔略〕 別図7</p>	<p>別図5・別図6 〔略〕 別図7</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
			<p style="text-align: center;">火山情報・予報・警報通報伝達系統図</p> <p>(注) ※ 通報：活動火山特別措置法に基づく緊急火山情報の通報。 ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社。 ※ 岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報を含む。</p> <p>別図8 〔略〕</p> <p>第4節 〔略〕</p> <p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 災害時における災害情報の収集及び報告等は、別に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>1 基本方針 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕 (7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕 (10) 〔略〕</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>収集、報告する災害情報の内容</td> <td>実施担当課</td> <td>様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	〔略〕			<p style="text-align: center;">火山情報・予報・警報通報伝達系統図</p> <p>(注) ※ 通報：活動火山特別措置法に基づく緊急火山情報の通報。 ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、朝日岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社。 ※ 岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報を含む。</p> <p>別図8 〔略〕</p> <p>第4節 〔略〕</p> <p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 災害時における災害情報の収集及び報告等は、別に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>1 基本方針 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SRGWEB）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕 (10) 〔略〕 (11) 〔略〕</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>収集、報告する災害情報の内容</td> <td>実施担当課</td> <td>様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	〔略〕			<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式															
〔略〕																	
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式															
〔略〕																	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																										
		122	<table border="1"> <tr> <td>5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</td> <td>まちづくり推進課、いきがづくり課、<u>交流推進課</u>、スポーツ振興課〔略〕</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>11 農業施設の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12 農作物等の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>13、13-1</td> </tr> <tr> <td>13 家畜等の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>14 農地農業用施設の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </table>	5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、いきがづくり課、 <u>交流推進課</u> 、スポーツ振興課〔略〕	4	〔略〕			11 農業施設の被害状況	農政推進課	12	12 農作物等の被害状況	農政推進課	13、13-1	13 家畜等の被害状況	農政推進課	14	14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課	15	〔略〕			<table border="1"> <tr> <td>5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</td> <td>まちづくり推進課、いきがづくり課、<u>交流推進課</u>、スポーツ振興課〔略〕</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>11 農業施設の被害状況</td> <td>農政推進課、<u>生産流通課</u></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12 農作物等の被害状況</td> <td>農政推進課、<u>生産流通課</u></td> <td>13、13-1</td> </tr> <tr> <td>13 家畜等の被害状況</td> <td>農政推進課、<u>生産流通課</u></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>14 農地農業用施設の被害状況</td> <td>農政推進課、<u>生産流通課</u></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </table>	5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、いきがづくり課、 <u>交流推進課</u> 、スポーツ振興課〔略〕	4	〔略〕			11 農業施設の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	12	12 農作物等の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	13、13-1	13 家畜等の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	14	14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	15	〔略〕			市の組織整合に係る修正
5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、いきがづくり課、 <u>交流推進課</u> 、スポーツ振興課〔略〕	4																																													
〔略〕																																															
11 農業施設の被害状況	農政推進課	12																																													
12 農作物等の被害状況	農政推進課	13、13-1																																													
13 家畜等の被害状況	農政推進課	14																																													
14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課	15																																													
〔略〕																																															
5 社会福祉施設、介護保険施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、いきがづくり課、 <u>交流推進課</u> 、スポーツ振興課〔略〕	4																																													
〔略〕																																															
11 農業施設の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	12																																													
12 農作物等の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	13、13-1																																													
13 家畜等の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	14																																													
14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課、 <u>生産流通課</u>	15																																													
〔略〕																																															
7	137	<p>(1)~(3) 〔略〕 3~7 〔略〕 別図1・2 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第7節 輸送計画 1 〔略〕 2 実施要領 (1)~(3) 〔略〕 (4) 事前準備 ア 自動車による輸送 (ア) 〔略〕 (イ) 市本部長は、災害時における輸送車確保のため、民間所有車両の保有台数、用途別、車種、燃料別、業務別を作成し、輸送車両を確保し災害時において輸送の円滑を図るものとする。(資料編3-7-1~3-7-8)</p> <p>(ウ) 〔略〕 イ・ウ 〔略〕 3・4 〔略〕</p> <p>第8節~第11節 〔略〕</p>	<p>(1)~(3) 〔略〕 3~7 〔略〕 別図1・2 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第7節 輸送計画 1 〔略〕 2 実施要領 (1)~(3) 〔略〕 (4) 事前準備 ア 自動車による輸送 (ア) 〔略〕 (イ) 市本部長は、災害時における輸送車確保のため、民間所有車両の保有台数、用途別、車種、燃料別、業務別を作成し、輸送車両を確保し災害時において輸送の円滑を図るものとする。(資料編3-7-1~3-7-6)</p> <p>(ウ) 〔略〕 イ・ウ 〔略〕 3・4 〔略〕</p> <p>第8節~第11節 〔略〕</p>	所要の改正																																											
	138																																														

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
	12	157	<p>第12節 相互応援協力計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第13節～第15節 〔略〕</p>	<p>第12節 相互応援協力計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第13節～第15節 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	16	174	<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における危険地域にある住民の避難のため立退きを指示、警告、避難場所及び避難所の設置並びに避難所への受け入れは別に定めるもののほか、避難行動要支援者については「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」によるものとし、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。また、救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備するものとし、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出救助活動は本計画の定めるところによるものとする。また、市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害状況を考慮した実践的な訓練を実施するものとする。</p>	<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>(2) 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出救助活動を行う。</p> <p>(3) 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。</p> <p>(4) 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。</p> <p>(5) 市は、避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正と併せて所要の改正</p>
		175	<p>1 実施責任者及び担当部</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>2 実施責任者及び担当部</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	
		175	<p>2 実施要領</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p>	<p>3 実施要領</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p>	
		182	<p>3 救出救助活動</p>	<p>4 救出救助活動</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		183	(1)~(3) 〔略〕 4 避難場所の開放 (1)~(3) 〔略〕	(1)~(3) 〔略〕 5 避難場所の開放 (1)~(3) 〔略〕	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		184	5 避難所の設置、運営 (1) 〔略〕 (2) 避難所の運営 ア 〔略〕	6 避難所の設置、運営 (1) 〔略〕 (2) 避難所の運営 ア 〔略〕 イ 市本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
		185	イ 〔略〕 ウ 〔略〕 エ 〔略〕 オ 〔略〕 カ 〔略〕 キ 〔略〕	ウ 〔略〕 エ 〔略〕 オ 〔略〕 カ 〔略〕 キ 〔略〕 ク 〔略〕	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		186	ク 〔略〕 ケ 〔略〕 コ 〔略〕 サ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕 6 帰宅困難者対策 (1)・(2) 〔略〕 7 避難所以外の在宅避難者に対する支援	ク 〔略〕 ケ 〔略〕 コ 〔略〕 サ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕 7 帰宅困難者対策 (1)・(2) 〔略〕 8 避難所以外の在宅避難者に対する支援 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			(1) 〔略〕 (2) 在宅避難者等に対する支援 ア～ウ	<p><u>難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 〔略〕 (2) 在宅避難者等に対する支援 ア～ウ</p> <p><u>エ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		187 191 191-6	<u>8</u> 広域避難 〔略〕 <u>9</u> 広域一時滞在 〔略〕 <u>10</u> 住民等に対する情報等の提供体制 〔略〕	<u>9</u> 広域避難 〔略〕 <u>10</u> 広域一時滞在 〔略〕 <u>11</u> 住民等に対する情報等の提供体制 〔略〕	
			第17節 〔略〕	第17節 〔略〕	
18	198		第18節 食料・生活必需品等供給計画 1～3 〔略〕 4 物資の確保 (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認められた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。 (2) 市本部長は、備蓄物資を供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。 市内業者の調達先は、資料編3-18-1～3-18-11 (3)・(4) 〔略〕	<p>第18節 食料・生活必需品等供給計画 1～3 〔略〕 4 物資の確保 (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認められた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。 (2) 市本部長は、備蓄物資を供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。 市内業者の調達先は、資料編3-18-1～3-18-9 (3)・(4) 〔略〕</p>	<p>所要の改正</p>
		200	5～8 〔略〕 別記1・別記2 〔略〕	5～8 〔略〕 別記1・別記2 〔略〕	
			第19節～第21節 〔略〕	第19節～第21節 〔略〕	

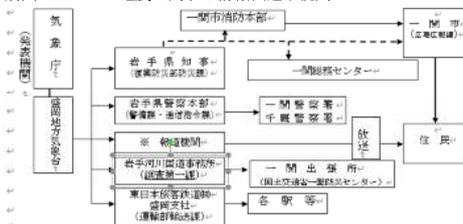
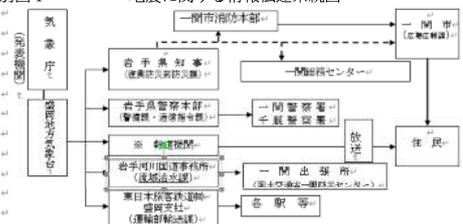
章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																					
	22	215	第22節 感染症予防計画 1～5 〔略〕	第22節 感染症予防計画 1～5 〔略〕	所要の修正																																					
		216	6 実施方法 (1)・(2) 〔略〕	6 実施方法 (1)・(2) 〔略〕																																						
	217	(3) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班） 市本部長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、_____ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 (4)～(10) 〔略〕 別表 〔略〕	(3) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班） 市本部長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、 <u>清掃班と連携し</u> 、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 (4)～(10) 〔略〕 別表 〔略〕																																							
	23	219	第23節 廃棄物処理計画 1～5 〔略〕	第23節 廃棄物処理計画 1～5 〔略〕	所要の改正																																					
		225	別紙 <table border="1" data-bbox="288 1059 746 1142"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害廃棄物収置場一覧</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出羽地区</td> <td>一関市宮田 257-15</td> <td>4,165 ㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>一関市秋田南 550-1</td> <td>3,300 ㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	災害廃棄物収置場一覧				名称	所在地	面積	備考	出羽地区	一関市宮田 257-15	4,165 ㎡		秋田県	一関市秋田南 550-1	3,300 ㎡		〔略〕				別紙 <table border="1" data-bbox="774 1059 1232 1142"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害廃棄物収置場一覧</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市総合体育館西隣多用途場</td> <td>一関市中央字三次 171-3 ほか</td> <td>6,000 ㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>一関市秋田南 550-1</td> <td>3,300 ㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	災害廃棄物収置場一覧				名称	所在地	面積	備考	一関市総合体育館西隣多用途場	一関市中央字三次 171-3 ほか	6,000 ㎡		秋田県	一関市秋田南 550-1	3,300 ㎡		〔略〕	
災害廃棄物収置場一覧																																										
名称	所在地	面積	備考																																							
出羽地区	一関市宮田 257-15	4,165 ㎡																																								
秋田県	一関市秋田南 550-1	3,300 ㎡																																								
〔略〕																																										
災害廃棄物収置場一覧																																										
名称	所在地	面積	備考																																							
一関市総合体育館西隣多用途場	一関市中央字三次 171-3 ほか	6,000 ㎡																																								
秋田県	一関市秋田南 550-1	3,300 ㎡																																								
〔略〕																																										
30	259	第24節～第29節 〔略〕 第30節 ライフライン施設に関する応急対策計画 <u>電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン施設及び必要な燃料を確保するものとする。</u> また、市は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や市民の安全の維持のための燃料の確保が必要な場合は、 <u>岩手県石油商業協同組合一関支部その他の業界団体等に対し、その供給を要請し必要に応じて、県本部長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努めるものとする。</u>	第24節～第29節 〔略〕 第30節 ライフライン施設に関する応急対策計画 第1 基本方針 (1) <u>電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン施設及び必要な燃料の確保を図るものとする。</u> (2) <u>市は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や市民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合一関支部その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、県本部長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努めるものとする。</u> (3) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正と併せて所要の改正																																						

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
4	1	299 300 301	<p>第1 市本部における担当班及び担当責任者 〔略〕</p> <p>第2 実施要領 1～5 〔略〕</p> <p>第31節～第37節 〔略〕</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設等の災害復旧計画 第1～第4 〔略〕</p> <p>第5 緊急融資等の確保 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 国庫負担又は補助 法律、又は、予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1～20 〔略〕 21. 下水道法 22. 災害等廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 23. 産業廃棄物処理_____事業国庫補助金交付要綱 24～26. 〔略〕</p> </div> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>第2節～第4節 〔略〕</p> <p>震災対策編</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1章 総 則</p> <p>計画の趣旨 〔略〕</p> <p>第1節～第3節 〔略〕</p>	<p>第2 市本部における担当班及び担当責任者 〔略〕</p> <p>第3 実施要領 1～5 〔略〕</p> <p>第31節～第37節 〔略〕</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設等の災害復旧計画 第1～第4 〔略〕</p> <p>第5 緊急融資等の確保 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 国庫負担又は補助 法律、又は、予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1～20 〔略〕 21. 下水道法 22. 災害等廃棄物処理事業費_補助金交付要綱 23. ____廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱 24～26. 〔略〕</p> </div> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>第2節～第4節 〔略〕</p> <p>震災対策編</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1章 総 則</p> <p>計画の趣旨 〔略〕</p> <p>第1節～第3節 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
1					

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																								
		398	<p>1 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報）</p> <p>ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と_____予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域_____に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>イ _____震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置付けられる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 地震情報の種類と内容 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）	遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	<p>1 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報）</p> <p>ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上_____が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>イ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを_____特別警報に位置付けている。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 地震情報の種類と内容 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合※国外で発生した大規模噴火を覚</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合※国外で発生した大規模噴火を覚	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>
種 類	発表基準	内 容																											
[略]																													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）																											
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																											
種 類	発表基準	内 容																											
[略]																													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）																											
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合※国外で発生した大規模噴火を覚	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																											

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																					
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>した場合にも発表することがある。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		した場合にも発表することがある。）		その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>知した場合にも発表することがある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</td> <td>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		知した場合にも発表することがある。		北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	[略]	[略]	[略]	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>
	した場合にも発表することがある。）																									
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																								
[略]	[略]	[略]																								
	知した場合にも発表することがある。																									
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の室根沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。																								
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																								
[略]	[略]	[略]																								
		398	(3) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道	(3) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道																						

章	節	頁	現 行			修 正			修正理由
			解説資料等の種類	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容	
		399	機関等へ提供している資料。			機関等へ提供している資料。			県地域防災計画と整合を図る修正
			地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	
			〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
			月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る〃〃〃活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料	地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料	
					週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ご		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
4	1	401	<p>2・3 〔略〕</p> <p>別図1 地震に関する情報伝達系統図</p>  <p>(注) 1 〃は、総合防災情報ネットワーク 2 「各地の震度に関する情報」は、国庁地方気象台から発表される。 3 報道機関：NHK放送開始、NHK岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p>別図1 地震に関する情報伝達系統図</p>  <p>(注) 1 〃は、総合防災情報ネットワーク 2 「各地の震度に関する情報」は、国庁地方気象台から発表される。 3 報道機関：NHK放送開始、NHK岩手放送、朝テレビ岩手、朝岩手朝日テレビ、朝エフエム岩手、岩手日報社</p>	<p>との全国の地震などを取りまとめた資料。</p> <p>所要の修正</p>
4	1	439	<p>第4節～第34節</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節 〔略〕</p> <p>水防計画編</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>計画の位置づけ 〔略〕</p> <p>第1章 総則</p>	<p>第4節～第34節</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節 〔略〕</p> <p>水防計画編</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>計画の位置づけ 〔略〕</p> <p>第1章 総則</p>	
1	2	452	<p>第1節 〔略〕</p> <p>第2節 用語の定義 主な水防用語の定義は次の通りである。</p>	<p>第1節 〔略〕</p> <p>第2節 用語の定義 主な水防用語の定義は次の通りである。</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		453	(1)～(11) 〔略〕 (12) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。	(1)～(11) 〔略〕 (2) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。 <u>(12-2) 待機水位</u> 水防警報「待機」を公表する基準となる水位をいう。 <u>(12-3) 準備水位</u> 水防警報「準備」を公表する基準となる水位をいう。	
		454	(13) 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。 水防団出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。 (14) 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 (15)～(19) 〔略〕	(13) 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。 水防団出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。 <u>(13-2) 出動水位</u> 水防警報「出動」を公表する基準となる水位をいう。 (14) 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 (15)～(19) 〔略〕	県水防計画と整合を図る修正
3	454	第3節 水防の責任等 水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。 (1)～(3) 〔略〕	第3節 水防の責任等 水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。 (1)～(3) 〔略〕		
	457	(4) 河川管理者の責任 ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）	(4) 河川管理者の責任 <u>①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u> <u>②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</u>		

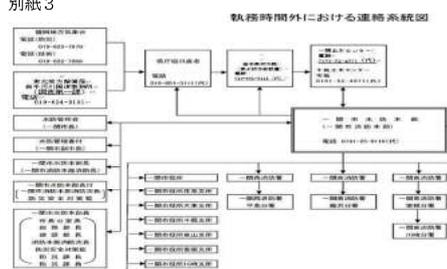
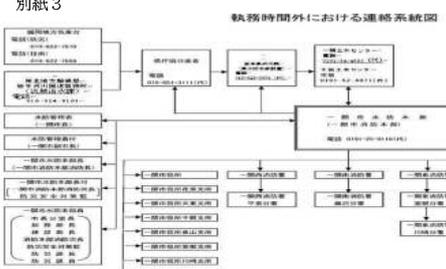
章	節	頁	現 行	修 正	修正理由								
2		458	(5) 〔略〕 (6) 水防協力団体の義務 ①～④ 〔略〕 第4節 〔略〕 第2章 水防組織	(5) 〔略〕 (6) 居住者等の義務 ①水防への従事(法第24条) ②水防通信への協力(法第27条) (7) 水防協力団体の義務 ①～④ 〔略〕 第4節 〔略〕 第2章 水防組織	県水防計画と整合を図る修正								
3	459	第1節 〔略〕 第3章 重要水防箇所 〔略〕	第1節 〔略〕 第3章 重要水防箇所 〔略〕										
4		460	第4章 予報及び警報	第4章 予報及び警報	県水防計画と整合を図る修正								
	4	461	第1節～第3節 〔略〕 第4節 水防警報 (1)・(2) 〔略〕	第1節～第3節 〔略〕 第4節 水防警報 (1)・(2) 〔略〕 (3) 国土交通省及び県が行う水防警報の種類及び発表基準水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>市の区域において県が行う水防警報においては、(資料編：水防-7)に記載の待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備。</td> <td>(資料編：水防-7)及び(資料編：水防-11)</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	発表基準	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	市の区域において県が行う水防警報においては、(資料編：水防-7)に記載の待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備。
種類	内容	発表基準											
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	市の区域において県が行う水防警報においては、(資料編：水防-7)に記載の待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。											
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備。	(資料編：水防-7)及び(資料編：水防-11)											

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由	
5		462	第5章 雨量・水位等の観測及び通報 〔略〕	<p>水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p> <p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>に記載の準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき、なお、県が行う水防警報については、「待機」と同時に発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。</p> <p>(資料編：水防-7)及び(資料編：水防-11)に記載の出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。</p> <p>市の区域において国土交通省が行う水防警報においては、(資料編：水防-11)に記載の準備水位以下に下降したとき、市の区域において県が行う水防警報においては、(資料編：水防-7)に記載の出動水位以下に下降したとき。</p> <p>または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	県水防計画と整合を図る修正
6		463	第6章 気象等予報・警報の情報収集 盛岡地方気象台から発せられる気象等予報・警報は、知事か	<p>第5章 雨量・水位等の観測及び通報 〔略〕</p> <p>第6章 気象等予報・警報の情報収集 盛岡地方気象台から発せられる気象等予報・警報は、知事か</p>		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
8		465	<p>ら総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が県内各市町村あてに連絡されるので、市においては、住民に対し状況及び必要に応じて、防災行政情報システム、広報車、コミュニティFM等を活用し周知するものとする。</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位等については、NHKのデータ放送や以下のホームページでパソコンやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>第7章 〔略〕</p> <p>第8章 通信連絡</p>	<p>ら総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が県内各市町村あてに連絡されるので、市においては、住民に対し状況及び必要に応じて、防災行政情報システム、広報車、コミュニティFM等を活用し周知するものとする。</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位等については、NHKのデータ放送や以下のウェブサイトでPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>第7章 〔略〕</p> <p>第8章 通信連絡</p>	<p>県水防計画と整合を図る修正</p>
	1	465	<p>第1節 水防の連絡</p> <p>水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、水防関係機関電話番号表（資料編：水防－2.3）のとおりとする。</p>	<p>第1節 水防の連絡</p> <p>水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、水防関係機関電話番号表（資料編：水防－2.2）のとおりとする。</p>	<p>所要の改正</p>
9		466 466	<p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び資器材</p> <p>1 市内の水防倉庫及び水防用備蓄資器材は、水防倉庫及び水防用備蓄資器材一覧表（資料編：水防－2.4）のとおりである。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表（資料編：水防－2.5）のとおり備蓄するものとする。</p> <p>第2節 〔略〕</p> <p>第10章～第15章 〔略〕</p>	<p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び資器材</p> <p>1 市内の水防倉庫及び水防用備蓄資器材は、水防倉庫及び水防用備蓄資器材一覧表（資料編：水防－2.3）のとおりである。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表（資料編：水防－2.4）のとおり備蓄するものとする。</p> <p>第2節 〔略〕</p> <p>第10章～第15章 〔略〕</p>	
16		479	<p>第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p>	<p>第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p>	
	1	479	<p>第1節 浸水想定区域の指定</p> <p>国土交通省及び岩手県は、洪水予報河川及び水位周知河川に</p>	<p>第1節 浸水想定区域の指定</p> <p>国土交通省及び岩手県は、洪水予報河川及び水位周知河川に</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																																																																																																																
			<p>ついて、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>現在、当市に關係する洪水浸水想定区域の公表状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="300 846 719 1032"> <thead> <tr> <th>水系・河川名</th> <th>指定公表年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川水系・北上川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・磐井川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂鉄川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・夏川</td> <td>平成29年6月16日</td> <td>岩手県告示第488号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂鉄川</td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・曹慶川</td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・旗沢川</td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td>大川水系・大川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第161号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・千蔵川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第161号</td> </tr> </tbody> </table>	水系・河川名	指定公表年月日	備 考	北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号	北上川水系・砂鉄川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号	北上川水系・曹慶川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号	北上川水系・旗沢川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号	大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号	北上川水系・千蔵川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号	<p>ついて、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>現在、当市に關係する洪水浸水想定区域の公表状況は、次のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="790 846 1209 1545"> <thead> <tr> <th>水系・河川名</th> <th>指定公表年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川水系・北上川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・磐井川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂鉄川</td> <td>平成28年6月30日</td> <td>国土交通省東北地方整備局告示第100号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号〔水位周知区域〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年3月24日</td> <td>岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・夏川</td> <td>平成29年6月16日</td> <td>岩手県告示第488号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・曹慶川</td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号〔水位周知区域〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年3月24日</td> <td>岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・旗沢川</td> <td>平成30年10月23日</td> <td>岩手県告示第781号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号〔見直し〕</td> </tr> <tr> <td>大川水系・大川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第161号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・千蔵川</td> <td>令和4年3月22日</td> <td>岩手県告示第161号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・蔵川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・新山川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・久保川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・田野川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・山谷川(農業)</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・橋倉川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・小瀬川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・水野川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・大田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・藤田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・土庫田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・金澤川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・田野沢川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・右馬川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・刈草沢川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・中江川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・森台川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・滝沢川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・三股川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・太平川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・砂子田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・山谷川(奥山)</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・奥田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・藤田川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>岩手県告示第79号</td> </tr> </tbody> </table>	水系・河川名	指定公表年月日	備 考	北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号	北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号		令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号		平成30年10月23日	岩手県告示第781号〔水位周知区域〕		令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕	北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号	北上川水系・曹慶川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号〔水位周知区域〕		令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕	北上川水系・旗沢川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号		令和7年2月14日	岩手県告示第79号〔見直し〕	大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号	北上川水系・千蔵川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号	北上川水系・蔵川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・新山川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・久保川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・田野川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・山谷川(農業)	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・橋倉川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・小瀬川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・水野川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・大田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・藤田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・土庫田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・金澤川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・田野沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・右馬川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・刈草沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・中江川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・森台川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・滝沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・三股川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・太平川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・砂子田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・山谷川(奥山)	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・奥田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	北上川水系・藤田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号	<p>県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正</p>
水系・河川名	指定公表年月日	備 考																																																																																																																																																			
北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号																																																																																																																																																			
北上川水系・砂鉄川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号																																																																																																																																																			
北上川水系・曹慶川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号																																																																																																																																																			
北上川水系・旗沢川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号																																																																																																																																																			
大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号																																																																																																																																																			
北上川水系・千蔵川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号																																																																																																																																																			
水系・河川名	指定公表年月日	備 考																																																																																																																																																			
北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第100号																																																																																																																																																			
	平成30年10月23日	岩手県告示第781号〔水位周知区域〕																																																																																																																																																			
	令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕																																																																																																																																																			
北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号																																																																																																																																																			
北上川水系・曹慶川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号〔水位周知区域〕																																																																																																																																																			
	令和5年3月24日	岩手県告示第179号〔水位周知区域以外〕																																																																																																																																																			
北上川水系・旗沢川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号																																																																																																																																																			
	令和7年2月14日	岩手県告示第79号〔見直し〕																																																																																																																																																			
大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号																																																																																																																																																			
北上川水系・千蔵川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号																																																																																																																																																			
北上川水系・蔵川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・新山川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・久保川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・田野川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・山谷川(農業)	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・橋倉川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・小瀬川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・水野川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・大田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・藤田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・土庫田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・金澤川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・田野沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・右馬川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・刈草沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・中江川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・森台川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・滝沢川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・三股川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・太平川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・砂子田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・山谷川(奥山)	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・奥田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			
北上川水系・藤田川	令和7年2月14日	岩手県告示第79号																																																																																																																																																			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由										
				<table border="1"> <tr> <td>北上川水系・津谷川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>災害発生示第29号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・田茂木川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>災害発生示第29号</td> </tr> <tr> <td>北上川水系・美作川</td> <td>令和7年2月14日</td> <td>災害発生示第29号（水位増幅区域）</td> </tr> </table>	北上川水系・津谷川	令和7年2月14日	災害発生示第29号	北上川水系・田茂木川	令和7年2月14日	災害発生示第29号	北上川水系・美作川	令和7年2月14日	災害発生示第29号（水位増幅区域）		
北上川水系・津谷川	令和7年2月14日	災害発生示第29号													
北上川水系・田茂木川	令和7年2月14日	災害発生示第29号													
北上川水系・美作川	令和7年2月14日	災害発生示第29号（水位増幅区域）													
	2	479	<p>第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>一 関市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、<u>洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>③ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地 イ 〔略〕 ロ 〔略〕</p>	<p>第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>一 関市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、<u>浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</u></p> <p>③ <u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水又は内水に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>④ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地 イ 〔略〕 ロ 〔略〕</p> <p>⑤ <u>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p>	<p>県による洪水浸水想定区域追加指定に伴う修正</p> <p>県水防計画と整合を図る修正</p>										
	3	480	<p>第3節 洪水ハザードマップ</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた本章第2節①②③に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。 〔略〕</p>	<p>第3節 洪水ハザードマップ</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた本章第2節①～⑤に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。 〔略〕</p>	<p>県水防計画の修正と整合を図る修正と併せて所要の改正</p>										
	4	480	<p>第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>の円滑かつ迅速な避難の確保</u></p>	<p>第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>等の円滑かつ迅速な避難の確保</u></p>	<p>県水防計画と整合を図る修正</p>										

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
	5	480	<p>を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時^一の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第5節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時^一の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時^一の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第17章・第18章 [略]</p> <p>別紙1・2 [略] 別紙3</p> 	<p>を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第5節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>第17章・第18章 [略]</p> <p>別紙1・2 [略] 別紙3</p> 	<p>県水防計画と整合を図る修正</p> <p>所要の修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
1		501	火山災害対策編 火山災害対策編 目次 〔略〕 第1章 総 則 〔略〕	火山災害対策編 火山災害対策編 目次 〔略〕 第1章 総 則 〔略〕	
2		512	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
	1	512	第1節 防災知識普及計画 1 基本方針 市は、職員に対して防災教育を実施するとともに、 <u>_____</u> <u>_____</u> 広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。 なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者 <u>_____</u> <u>_____</u> 等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。	第1節 防災知識普及計画 1 基本方針 市は、職員に対して防災教育を実施するとともに、 <u>火山防災の日、防災関連行事等を通じ、</u> 広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 <u>_____</u> <u>_____</u> なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者、 <u>外国人、乳幼児、妊産婦等</u> 要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮することに加え、 <u>愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正と併せて所要の改正
			2 防災知識の普及等 〔略〕 第2節・第3節 〔略〕	2 防災知識の普及等 〔略〕 第2節・第3節 〔略〕	
3		521	第3章 避難対策計画	第3章 避難対策計画	
	1	521	第1節 計画の性格及び基本方針 1～4 〔略〕 5 避難確保計画の作成 避難促進施設に指定された施設は、活動火山対策特別措置法	第1節 計画の性格及び基本方針 1～4 〔略〕 5 避難確保計画の作成 避難促進施設に指定された施設は、活動火山対策特別措置法	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
4	2	523	<p>施行規則第4条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成・公表するとともに、計画に基づき訓練を実施し、市に報告するものとする。 避難確保計画には、次の事項について記載する ①～④ 〔略〕</p> <p>第2節 〔略〕</p>	<p>施行規則第4条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成又は変更し、公表するとともに、計画に基づき訓練を実施し、市に報告するものとする。 避難確保計画には、次の事項について記載する。 ①～④ 〔略〕</p> <p>第2節 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画と整合を図る修正</p>
		525	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 〔略〕</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 〔略〕</p>	
5	2	540	<p>第2節 救助活動 1～3 〔略〕</p>	<p>第2節 救助活動 1～3 〔略〕</p>	<p>所要の修正</p>
		541	<p>4 医療・救護活動 市は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。 被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、避難所等や医療施設に救護所を設置する。</p> <p>第3節 〔略〕</p>	<p>4 医療・救護活動 市は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。 被害の状況及び規模に応じて、災害現場や避難所、医療施設等に救護所を設置する。</p> <p>第3節 〔略〕</p>	
5		545	<p>第5章 噴火後の対応計画 〔略〕</p>	<p>第5章 噴火後の対応計画 〔略〕</p>	

一関市地域防災計画 資料編、附属資料 修正一覧

【資料編】

章	節	頁	資料番号	資料名称	主な修正内容
1	4	1-4-48	1-4-5	一関市の主な火災記録	近年の災害内容を追加
2	2	2-2-1	2-2-1	自主防災組織一覧	世帯数の修正
	4	2-4-1	2-4-1	災害時特設公衆電話設置先一覧	避難所指定解除による修正
	6	2-6-1	2-6-1	一関市消防団ポンプ置場	屯所更新による所在地等の修正
		2-6-19	2-6-3	一関市消防団組織図及び連絡系統図	人数の修正
	7	2-7-1	2-7-1	都市計画表	都市計画図の更新
	13	2-13-1	2-13-1	防災重点農業用ため池	ため池名の修正
		2-13-13	2-13-3	水防法第 15 条第 1 項第 4 号に基づく「対象施設リスト」	洪水浸水想定区域指定による更新、要配慮者利用施設から歯科を除外
	14	2-14-1	2-14-1	山地災害危険地区	治山事業進捗状況の更新
		2-14-60	2-14-5	土砂災害特別警戒区域及び警戒区域	2-14-2 に修正、土砂災害警戒区域等指定による更新、要配慮者利用施設から歯科を除外
	15	2-15-1	2-15-1	消防力一覧	人員の修正
16	2-16-1	2-16-1	林野火災消火用備蓄資器材一覧	数量の修正	
3	2	-	3-2-1	宿泊場所一覧	2 節に新規追加、宿泊場所の更新
	3	3-3-1	3-3-1	気象台所管の観測所一覧	文言の修正
	4	3-4-1	3-4-1	災害時優先電話一覧	施設名の更新
	7	3-7-1	3-7-1	特殊機械保有状況調	事業者名の更新、保有台数等の削除
		3-7-13	3-7-2	市内トラック事業者保有状況調	事業者名の更新、保有台数の削除
		3-7-17	3-7-3	官公庁関係トラック等保有状況調	事業者名の更新
		3-7-18	3-7-4	移動タンク車関係保有状況調	保有車両の更新
3-7-25		3-7-5	自家用バス関係保有状況調	3-7-6 に修正し、保有事業者の更新	

章	節	頁	資料番号	資料名称	主な修正内容
3	7	3-7-29	3-7-6	製材所関係車両保有状況調	削除(3-7-1に統合)
		3-7-31	3-7-7	土木建設関係車両保有状況調	削除(3-7-1に統合)
		3-7-45	3-7-8	市所有車両現有配置状況調	保有台数の更新
	16	3-16-1	3-16-1	避難場所等一覧	避難場所等の見直しによる修正
		3-16-22	3-16-2	福祉避難所一覧	洪水浸水想定区域指定による修正
	17	3-17-1	3-17-1	病院・医院医療機関一覧	医療機関の更新、医師数等の削除
		3-17-9	3-17-2	助産機関一覧	医療機関の更新、医師数等の削除
		3-17-10	3-17-3	歯科医療機関一覧	医療機関の更新、医師数等の削除
		3-17-13	3-17-4	医薬品販売店一覧	販売店の更新
	18	3-18-1	3-18-1	寝具・作業着調達先一覧	調達先の更新、保有物品・数量の削除
		3-18-3	3-18-2	陶器類調達先一覧	調達先の更新、保有物品・数量の削除
		3-18-5	3-18-3	金物類調達先一覧	調達先の更新、保有物品・数量の削除
		3-18-7	3-18-4	靴類調達先一覧	調達先の更新、保有物品・数量の削除
		3-18-9	3-18-5	日用品調達先一覧	調達先の更新、保有物品・数量の削除
		3-19-1	3-19-1	主食在庫場所一覧	3-18-6 主食調達先一覧に名称を改め、保有数量を削除
		3-19-3	3-19-2	主食小売業者一覧	削除(3-18-6 主食調達先一覧に統合)
		3-19-7	3-19-3	パン製造業者一覧	3-18-7 パン調達先一覧に名称を改め、調達先を更新
		3-19-8	3-19-4	副食物小売業者一覧	3-18-8 副食物調達先一覧に名称を改め、調達先を更新
		3-19-11	3-19-5	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領	3-18-9に修正
	3-19-15	3-19-6	宿泊場所一覧	3-2-1に修正し、宿泊場所を更新	
	20	3-20-1	3-20-1	指定工事事業者一覧	事業者の更新
	23	3-23-1	3-23-1	ごみ運搬車保有状況調	保有台数の削除
	23	3-23-2	3-23-2	し尿収集車(バキューム車)保有状況調	保有台数の削除
31	3-31-1	3-31-1	主なる危険物施設及び貯蔵数量	保有施設の更新	

章	節	頁	資料番号	資料名称	主な修正内容
3	—	水 1	水防-1	重要水防箇所一覧表	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
4	1	水 10	水防-4	水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
	2	水 11	水防-5	北上川上流(磐井川、砂鉄川含む)洪水予報	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 12	水防-6	北上川上流(磐井川、砂鉄川含む)洪水予報の伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
	3	水 13	水防-7	岩手県知事が行う水防警報	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 14	水防-8	岩手県知事が行う水防警報(夏川) 伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 15	水防-9-1	岩手県知事が行う水防警報(砂鉄川、猿沢川、曾慶川、千厩川、黄海川) 伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 16	水防-9-2	岩手県知事が行う水防警報(大川) 伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 17	水防-10	洪水危険河川の監視計画	水位周知河川の指定による水位の更新
	4	水 18	水防-11	北上川上流水防警報	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 19	水防-12	北上川上流水防警報 伝達系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
5	2	水 25	水防-14	雨量、水位の通報要領	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 27	水防-15	雨量、水位観測所 連絡系統図	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 30	水防-16	水位観測所一覧表	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
		水 31	水防-17	雨量、水位の公表要領	岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
8	1	水 46	水防-23	水防関係機関電話番号表	水防-22に改め、岩手県水防計画の修正と整合を図る修正
9	1	水 47	水防-24	水防倉庫及び水防用備蓄資器材一覧表	水防-23に改め、保有数の更新
		水 49	水防-25	県有水防倉庫の水防備蓄器具資材一覧表	水防-24に改め、岩手県水防計画の修正と整合を図る修正

【附属資料】

頁	資料名称	主な修正内容
916	一関市避難行動要支援者の避難支援計画	改正による修正
973	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	改正による修正
984	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	改正による修正
986	岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準	改正による修正
995	「防災ヘリの有効範囲図」に係る留意事項	改正による修正
996	岩手県防災ヘリコプターの一般行政活動のための運航に関する取扱要領	改正による修正
997	岩手県防災ヘリコプターの市町村防災訓練等への利用のための運航に関する取扱要領	改正による修正
1001	緊急運航要請手続きフロー	改正による修正